

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（整理表）

表中の（従）は従うべき基準，（参）は参酌すべき基準とする。

	国の示す基準	嬉野市が定める基準（案）	
総則に関する基準	趣旨等（参）	国の示す基準のとおり	
	設備運営基準は、家庭的保育事業等を利用している乳児または幼児（基本的に満3歳に満たない児童）が、明るくて衛生的な環境の中、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。		
	保育所等との連携（従）	国の示す基準のとおり	
	家庭的保育事業		保育所、幼稚園または認定こども園の連携施設を設定する。
	小規模保育事業		保育所、幼稚園または認定こども園の連携施設を設定する。
	居宅訪問型保育事業		一律には求めない。
	事業所内保育事業		保育所、幼稚園または認定こども園の連携施設を設定する。
	非常災害（参）	国の示す基準のとおり	
	家庭的保育事業		消火用具・非常口等を設け、毎月避難及び消火訓練をしなければならない。
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業		
	職員の一般的要件（参）	国の示す基準のとおり	
	家庭的保育事業		健全な心身を有し、児童福祉に熱意のある者とする。
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業		
	職員の知識及び技能の向上等（参）	国の示す基準のとおり	
	家庭的保育事業		常に自己研鑽し、知識及び技能の修得、維持向上すること。
	小規模保育事業		
居宅訪問型保育事業			
事業所内保育事業			
他の社会福祉施設等を併せて設置する設備及び職員の基準（従）	国の示す基準のとおり		
家庭的保育事業		必要に応じ一部の設備及び職員を兼ねることができるが、保育室及び事業所に特有の設備及び保育に直接従事する職員についてはこの限りではない。	
小規模保育事業			
居宅訪問型保育事業			
事業所内保育事業			

総則に関する基準

利用乳幼児を平等に取り扱う原則（従）		国の示す基準のとおり
家庭的保育事業	国籍、信条等による差別的取扱をしてはならない。	
小規模保育事業		
居宅訪問型保育事業		
事業所内保育事業		
虐待等の禁止（従）		国の示す基準のとおり
家庭的保育事業	暴行、わいせつ行為等の虐待をしてはならない。	
小規模保育事業		
居宅訪問型保育事業		
事業所内保育事業		
懲戒に係る権限の濫用禁止（従）		国の示す基準のとおり
家庭的保育事業	身体的苦痛を与える等の権限を濫用してはならない。	
小規模保育事業		
居宅訪問型保育事業		
事業所内保育事業		
衛生管理等（参）		国の示す基準のとおり
家庭的保育事業	食器等は衛生的な管理に努め、衛生上、必要な措置を講じなければならない。	
小規模保育事業		
居宅訪問型保育事業		
事業所内保育事業		
食事（従）		国の示す基準のとおり
家庭的保育事業	家庭的保育事業所等内で調理する方法により行う。	
小規模保育事業		
居宅訪問型保育事業		
事業所内保育事業		
食事の提供の特例（従）		国の示す基準のとおり
家庭的保育事業	一定要件を満たした上で連携施設等の搬入施設から食事を提供することも可能だが、加熱・保存する設備を備えなければならない。	
小規模保育事業		
居宅訪問型保育事業		
事業所内保育事業		
利用乳幼児及び職員の健康診断（参）		国の示す基準のとおり
家庭的保育事業	利用乳幼児に対して利用開始時及び年2回の健康診断を実施し、職員の健康診断も適切に実施すること。	
小規模保育事業		
居宅訪問型保育事業		
事業所内保育事業		

総則に関する基準	内部規程（参）		国の示す基準のとおり
	家庭的保育事業	事業の目的及び運営方針等の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業		
	備える帳簿（参）		国の示す基準のとおり
	家庭的保育事業	職員、財産、利用者の処遇の状況等の帳簿を整備しておかなければならない。	
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業		
	秘密保持（従）		国の示す基準のとおり
	家庭的保育事業	職員（退職者含む）は業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。	
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業		
	苦情への対応（参）		国の示す基準のとおり
家庭的保育事業	利用者等からの苦情については、必要な措置を講じ迅速に対応しなければならない。		
小規模保育事業			
居宅訪問型保育事業			
事業所内保育事業			
指導及び助言（参）		国の示す基準のとおり	
家庭的保育事業	市からの指導または助言を受けたときは、必要な改善を行わなければならない。		
小規模保育事業			
居宅訪問型保育事業			
事業所内保育事業			
家庭的保育に関する基準	設備の基準（従）		国の示す基準のとおり
	衛生的な調理設備の設置。		
家庭的保育に関する基準	設備の基準（参）		国の示す基準のとおり
	<p>乳幼児の保育を行う専用の部屋を設ける。保育専用室の面積は9.9㎡以上（3人を超える場合は3.3㎡/人を加える）。</p> <p>採光、照明及び換気の設備を有する。</p> <p>衛生的な便所の設置。</p> <p>同一敷地内の屋外に遊戯等適した広さの庭を有する（付近代替地含む）。庭の面積は満2歳以上児3.3㎡/人以上。</p> <p>火災報知器及び消火器を設置し、消火訓練及び避難訓練を定期的実施。</p>		

職員（従）	
<p>家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない（調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者 <p>児童福祉法第18条の5等の欠格事由に該当しない者であって、市町村長が行う研修等を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者。</p> <p>1人が保育可能な乳幼児は3人以下とする</p> ・家庭的保育補助者 <p>市町村長が行う研修等を修了した者。</p> <p>家庭的保育者とともに保育する場合の保育可能な乳幼児は5人以下とする。</p> 	国の示す基準のとおり
保育時間（参）	国の示す基準のとおり
<p>保育時間は、1日8時間を原則とする。</p>	国の示す基準のとおり
保育内容（従）	国の示す基準のとおり
<p>厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。</p>	国の示す基準のとおり

小規模保育事業に関する基準	保護者との連絡（参）	国の示す基準のとおり	
	利用者の保護者と密接な連絡を取り、保育内容等の理解及び協力を得るよう努める。		
	小規模保育事業の区分（従）	国の示す基準のとおり	
	小規模保育事業A型, 小規模保育事業B型, 小規模保育事業C型とする。		
	■小規模保育事業 A 型		
	設備の基準（従）	国の示す基準のとおり	
	調理設備を設けること。		
	設備の基準（参）	国の示す基準のとおり	
	乳児及び満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室またはほふく室及び便所を設け、必要な用具を備える。 乳児室またはほふく室の面積は、3.3㎡/人以上。 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室または遊戯室、屋外遊戯場（付近代替地含む）及び便所を設けること。 保育室または遊戯室の面積は、1.98㎡/人以上。 屋外遊戯場の面積は、3.3㎡/人以上。 保育室または遊戯室には必要な用具を備える。 保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法等を遵守すること。		
	職員（従）		
	保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない（調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる）。 保育士の数は次に定める数の合計数に1人を加えた数以上。 ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。		
	保育時間（参）		
	保育時間は、1日8時間を原則とする。		
	保育内容（従）	国の示す基準のとおり	
	厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。		

保護者との連絡（参）	国の示す基準のとおり
利用者の保護者と密接な連絡を取り、保育内容等の理解及び協力を得るよう努める。	
■小規模保育事業 B 型	
設備の基準（従）	国の示す基準のとおり
調理設備を設けること。	
設備の基準（参）	国の示す基準のとおり
乳児及び満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室またはほふく室及び便所を設け、必要な用具を備える。 乳児室またはほふく室の面積は、3.3㎡/人以上。 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室または遊戯室、屋外遊戯場（付近代替地含む）及び便所を設けること。 保育室または遊戯室の面積は、1.98㎡/人以上。 屋外遊戯場の面積は、3.3㎡/人以上。 保育室または遊戯室には必要な用具を備える。 保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法等を遵守すること。	
職員（従）	国の示す基準のとおり
保育士、その他市町村長が行う研修等を修了した保育に従事する職員、嘱託医及び調理員を置かなければならない（調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる）。 保育従事者の数は次に定める数の合計数に1人を加えた数以上で半数は保育士とする。 ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。	
保育時間（参）	国の示す基準のとおり
保育時間は、1日8時間を原則とする。	
保育内容（従）	国の示す基準のとおり
厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。	
保護者との連絡（参）	国の示す基準のとおり
利用者の保護者と密接な連絡を取り、保育内容等の理解及び協力を得るよう努める。	

■小規模保育事業 C 型

設備の基準 (従)

調理設備を設けること。

国の示す基準のとおり

設備の基準 (参)

乳児及び満 2 歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室またはほふく室及び便所を設け、必要な用具を備える。

乳児室またはほふく室の面積は、3.3㎡/人以上。

満 2 歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室または遊戯室、屋外遊戯場 (付近代替地含む) 及び便所を設けること。

保育室または遊戯室の面積は、3.3㎡/人以上。

屋外遊戯場の面積は、3.3㎡/人以上。

保育室または遊戯室には必要な用具を備える。

保育室等を 2 階以上に設ける建物は、建築基準法等を遵守すること。

国の示す基準のとおり

職員 (従)

家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない (調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる)

家庭的保育者 1 人が保育可能な乳幼児は 3 人以下とするが、家庭的保育補助者とともに保育する場合の保育可能な乳幼児は 5 人以下とする。

国の示す基準のとおり

利用定員 (従)

6 人以上 10 人以下とする。

国の示す基準のとおり

保育時間 (参)

保育時間は、1 日 8 時間を原則とする。

国の示す基準のとおり

保育内容 (従)

厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。

国の示す基準のとおり

保護者との連絡 (参)

利用者の保護者と密接な連絡を取り、保育内容等の理解及び協力を得るよう努める。

国の示す基準のとおり

居宅訪問型保育事業に関する基準	居宅訪問型保育事業（従）	国の示す基準のとおり
	居宅訪問型保育事業は障がい・疾病等の程度を勘案して集団保育が困難であると認められる乳幼児に対する保育等を提供する。	
	設備及び備品（参）	国の示す基準のとおり
	必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、設備及び備品等を備えなければならない。	
	職員（従）	国の示す基準のとおり
	家庭的保育者1名が保育可能な乳幼児は1人とする。	
	居宅訪問型保育連携施設（従）	国の示す基準のとおり
	障がい・疾病等の事由により保育を行う場合は、その状態に応じ専門的な支援等が受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所施設等を適切に確保しなければならない。	
	保育時間（参）	国の示す基準のとおり
	保育時間は、1日8時間を原則とする。	
	保育内容（従）	国の示す基準のとおり
	厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。	
保護者との連絡（参）	国の示す基準のとおり	
利用者の保護者と密接な連絡を取り、保育内容等の理解及び協力を得るよう努める。		

	<ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。		
事業所内保育事業に関する基準	連携施設に関する特例（従）	国の示す基準のとおり	
	連携施設の確保に当たって、集団保育の体験等の連携協力を要しない。		
	保育時間（参）	国の示す基準のとおり	
	保育時間は、1日8時間を原則とする。		
	保育内容（従）	国の示す基準のとおり	
	厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。		
	保護者との連絡（参）	国の示す基準のとおり	
	利用者の保護者と密接な連絡を取り、保育内容等の理解及び協力を得るよう努める。		
	■小規模型（定員19人以下に限る）		
	設備の基準（従）	国の示す基準のとおり	
調理設備（事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む）を設けること。			
設備の基準（参）	国の示す基準のとおり		
乳児及び満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室またはほふく室及び便所を設け、必要な用具を備える。 乳児室またはほふく室の面積は、3.3㎡/人以上。 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室または遊戯室、屋外遊戯場（付近代替地含む）及び便所を設けること。 保育室または遊戯室の面積は、1.98㎡/人以上。 屋外遊戯場の面積は、3.3㎡/人以上。 保育室または遊戯室には必要な用具を備える。 保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法等を遵守すること。			
職員（従）	国の示す基準のとおり		
保育士、その他市町村長が行う研修等を修了した保育に従事する職員、嘱託医及び調理員を置かなければならない（調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる）。 保育従事者の数は次に定める数の合計数に1人を加えた数以上で半数は保育士とする。			

